

社会資本整備資金としての無利子借入金の調達*

A Raising of the Debt without Interest as the Building Funds for the Public Facilities*

藤崎清**

By Kiyoshi FUJISAKI**

1. はじめに

わが国の社会資本整備は、現在公債を含む有利子借入金を原資として実施されることが多いが、営利事業では運営が困難な公的な事業を有利子借入金によって実施すれば、最終的には財政悪化を招くこととなる公算が大きい。

本稿では、この問題の解消策として無利子借入金を調達する方策を提案する。

2. 利子と貨幣保管料

無利子借入金調達方策の提案に先立って、まず、利子というものについて考察する。

利子(貨幣利子)は、貨幣を貸借する場合の借料である。貨幣以外の財(以下「他の財」という。)でのリース料やレンタル料に相当する。他の財の場合、貸借のほかに貯蔵・保管の委託・受託という分野があって、その場合の料金が保管料である。しかし、貨幣の場合は、貸借と保管の委託等とが一体化していて、保管料に相当するものも利子であり、他の財の保管料とは正負が逆になる。

その理由としては次のようなことが考えられる。

貨幣では、他の財と違い、財自体が貸借されるのではなく、その価値が貸借される。このため、まず、貸借された財が他所で使用されても破損・減耗等のため減価するようなことがない、という点がある。したがって、他の財であれば、貸付は困難であって貯蔵・保管のみが行われるような場合であっても、貸付できる。次に、所在箇所による制約がない、と

いう点がある。すなわち、他の財やサービスであれば、需要される場所まで財やサービス提供手段等を運ぶか需要者が移動する必要があるが、貨幣の場合は原則としてその必要がない。したがって、需給の状況が空間的に平準化され、他の財でみられる需要超過と供給超過との同時発生が、貨幣では生じない^{注1)}。さらに、貨幣はあらゆる財やサービスと交換ができて非常に便利であるから一般に借入れの需要が多い、という点がある。これらのことから、全国的に需要超過状態の場合が多くなり、利子を払って借りるのが常態となったものと思われる。

しかし、このことは無利子預金や貨幣保管料徴収の制度が存在し得ないことを意味する訳ではない。現に、預金者が無利子での預金を選ぶ制度を持つ銀行が世界各地に存在する^{注2)}し、負の利子を持つ地域通貨もかなりの地域で流通している¹⁾。

庶民を対象とする郵便貯金では、預金目的は利殖ではなく安全のための保管であって、貴金属、重要書類等を貸金庫に預けるのと同じ感覚で預金する人が多いように思われる。預金者は、利子を受け取ることよりも、貨幣価値の低下時に減価した分が補償されることの方をこそ望むのではなかろうか。

貨幣の場合も、常に利子を付けて貸借するというのではなく、無利子とするか保管料を取って(負の利子を付けて)預かり、その代りに、当初の価値は保障するという制度があってもよいと考えられる。

3. 所得の由来についての検討

利子は債権者の所得となるので、利子の在り方を検討するには、所得についての検討も必要である。

ここでの“所得”は“身に得る所のもの”という最も基本的な意味であるとすれば、人は所得なしでは生きられない。このため、誰しも所得を得る必要

*キーワード：財源・制度論

**正員

(東京都東村山市諏訪町2丁目28番地3、
TEL 042-393-8398、FAX 042-393-8398)

があるが、人である以上、その所得には備えるべき条件があろう。その条件として、(a)取得に際し、他人に損害を与えないか、仮に与えても被害者又は大方がやむを得ないと納得できる^{註3)}もの、(b)額(貨幣以外の場合は質と量)が、公平の観点からほぼ妥当と言えるもの、さらに、(c)取得のための行為やその結果が社会になるべく貢献するようなもの、に該当することが考えられよう。

一方、所得を取得方法の面からみれば、①自然に付与されるもの(空気のように勤労、購入等を必要とせず得られるもの)、②恵贈、補助等によるもの(乳幼児期に扶養者から与えられるものを含む。)、③借用によるもの、④貸付によるもの、⑤勤労によるもの、⑥交換によるもの、⑦購入によるもの、⑧販売によるもの、⑨相互扶助の制度によるもの、⑩投機によるもの、⑪拾得によるもの、⑫詐取や強奪によるもの、というような類型があると考えられる。同一の所得が複数の類型に属することもあり得る。

上記類型別に取得方法に関する問題点を検討すると、①が問題ないことは当然として、②～④及び⑥～⑧は取得者と提供者とが合意した上でのことなら問題はないであろう。⑤はあらゆる所得の根源とも言え、勤労の成果は通常は社会に貢献するものであるが、(a)か(b)の条件を満たさない場合や、(c)での社会的貢献度が0であるような場合^{註4)}もあり得て、そのような場合には問題があることになる。⑨は、保険金がその例であるが、(a)と(b)の条件を満たしており問題はないであろう。⑩は、(a)の条件を満たしており、所得に応じた適正なリスクを伴うものであれば(b)の条件も満たすと考えられ、一応問題ないと言えるが、(c)の社会的貢献度が0であるような場合があれば問題は残る。⑪は、所定の手続きをした上でのものであれば問題はない。⑫は、(a)の条件を満たさず、許されないものであることは言うまでもない。

そして、上記いずれにも属しない所得があれば、それが所得であること自体疑問であると言える。

4. 郵便貯金無利子化等の提案

2.や3.での考察を踏まえて我が国郵便貯金制度をみると、少なくとも通常郵便貯金については、無

利子とするか保管料の徴収を行うのが適当であると思われる。以下、その理由を述べ、無利子化の利点や問題点などについて考察する。また、代替案をも提案する。

(1) 無利子化が適当である理由

郵便貯金の預金者は利子所得を得るが、この所得は3.の④の貸付によるもの、と一応考えられる。

しかし、貸付により所得が得られるのは貸付の相手が費用を払っても借りたい場合で、貸し付ける方が費用を払っても貸したい(預けたい)場合には、それは貸付ではなく預託となる。銀行預金の場合、預金とは呼ぶものの、その本質は、銀行が利益の獲得を目指して行う事業の一部をなす借りる行為であると言える。郵便貯金も銀行預金と同類であるようにみえるが、政府は、利益を得る必要はなく、資金を必要とすれば課税か公債の発行によるのが本来の姿であろう。郵便貯金が資金を貸借する事業であるとは言えない。預金者の立場で見ても、貯金の主目的は利殖ではなくて保管であると思われ、その場合の利子が貸付による所得であるとは言い難い。逆に、保管料を徴収されて当然であると言える。

銀行預金の利子所得は、上述のように貸付による所得と言えるが、一方、民間金融機関における各種金融商品の配当等を含めて、おおむね高リスク・高リターン原則に添っているようであり、銀行倒産時等のリスクもあるので、⑩の投機による所得とも言えよう。しかし、郵便貯金利子では、そのリスクは貨幣価値低下時の減価のみであってごく小さく、また、上記の減価を補償するようにすればリスクはほぼ0となるので、投機による所得とも言えない。

1872年の我が国郵便貯金の制度の創設時には、預金業務を行う銀行はなく、国民には貯金の習慣がなかったもので、近代国家の建設を急ぐ政府は、貯金思想の普及をも目的として、当初の設定を変更して無利子範囲撤廃や利率引上げをしたようである²⁾。しかし、現在では、民間金融機関で預金業務が行われ、貯蓄への国民の関心も大変高いとされている。有利子とした根拠はすでに失われていると言える。

以上の考察から、少なくとも通常郵便貯金については、貨幣価値変動に応じた額の調整は必要でも、利払いの必要があるとは言い難い。

なお、定額郵便貯金には、据置期間付という制約があるので、若干の利子を付ける根拠はある。もっとも、保管料徴収の根拠もあるので、結局負の利子が付く結果となるような場合もある。

また、公債は、政府による貨幣の保管サービスといえる貯金とは異なり、政府等が借入れを行うのであるから利払いの根拠がある。もっとも、通常郵便貯金の無利子化や保管料徴収が行われれば、公債の利率はそれに応じて当然下がるであろう。さらに、公債にも貨幣保管サービスの要素があるので、貨幣価値低下時の減価補償を前提にした、無利子又は負の利子の公債の発行もなされてよいと思われる。

(2) 無利子化等の利点

郵便貯金の無利子化、超低金利化又は保管料徴収(以下「無利子化等」という。)の利点としては、次のようなものが考えられる。

- ① 政府としては無利子又は超低金利の資金が得られ、社会的に有益であるものの営利法人での投資運営は困難である事業が、実施されやすくなる。
- ② 現在有利子借入金に頼る部分の多い社会資本の整備資金に、無利子かそれに近い資金を当てられるようになるので、社会資本の使用料等の単価を下げることができる。
- ③ ②により、社会資本使用料等をコストの一部として含む商品等のコストが減り、経済に好影響を及ぼすこととなる可能性がある。
- ④ ②により社会資本の利用者が増えれば、社会資本のより有効な利用がなされることになる。
- ⑤ ④と同じく利用者が増えれば、社会資本整備の主体の経理内容が改善されることになる。
- ⑥ 利子支払いの分の支出が減り、また、保管料を徴収すればその分の収入が得られて、財政改善に寄与できる。
- ⑦ 一人当たり貯金額制限の制度は廃止されると考えられ、規制緩和の推進に寄与できる。
- ⑧ 民間金融機関倒産時の公的資金による債権者への支払保障制度を、廃止するか大幅縮小することになると考えられ、財政改善に寄与できる可能性がある。
- ⑨ ⑧での廃止等の結果、民間金融機関とその他の営利法人との間の経営環境に関する不公平、及び

双方の従業員の間の失職のリスクに関する不公平が、解消又は軽減される可能性がある。

- ⑩ 郵便貯金業務が民業圧迫であるとの批判を解消できる。
- ⑪ 無利子化等は、銀行預金金利を引き下げる傾向を生み、それに応じて貸出金利も下がれば、営利法人の事業実施可能範囲が広がることとなって、産業の活性化につながる可能性がある。
- ⑫ 郵便貯金について、貨幣価値低下時の減価補償を行うこととすれば、政府の巨額累積債務の軽減を企図してインフレが半ば容認されたり調整インフレ政策が導入されたりする恐れがなくなつて、経済の安定に寄与できる可能性がある。
- ⑬ 仮に、各国が協調して郵便貯金無利子化等に類することを行うようになれば、各国においても①での事業が実施されやすくなるほか、地球規模の有益な事業の実現にもつながる可能性がある。

(3) 無利子化等の問題点と対応策

郵便貯金無利子化等の問題点とその対応策としては、次のようなものが考えられる。

- ① 全国の町村の約23%に当る地域に民間金融機関が存在しない²⁾ ために、有利子預金の希望者へのサービスが低下する恐れがあるが、郵便局が銀行業務の一部を受託するなど、対応策はあろう。
- ② 無利子化等が実施されれば貯金残高が減少する恐れはある。しかし、国際ボランティア貯金加入件数が2,500万件を超えている(1999年3月末)³⁾ ことから分かるように、社会に貢献ができればある程度の犠牲はいとわないという人は大勢いるようであるから、貯金残高の運用先を社会的貢献度が大きいものに限定した上で、その運用状況を公開することにすれば、貯金額制限の撤廃、貨幣価値低下時における減価補償の実施、銀行預金への国家保障の廃止等と相まって、貯金残高が増加する可能性もかなりあると思われる。
- ③ ②の貯金残高減少の要因の一つに、海外の信用ある銀行への預金流出がある。国際金融相場変動によるリスクはあるものの、預金金利が本邦銀行よりかなり高ければ、その可能性は大であろう。この可能性を減らすには、預金者に対してボランティア精神の高揚を呼びかける以外、有効な手段

はないように思われる。この問題の最終的な解決は、2.で述べた地域通貨が広く法定貨幣となるまで待つ必要があるのかも知れない。

④ 郵便貯金の無利子化等を行えば、これを原資とする公共的な事業の投資資金が減る恐れはある。しかし、(2)の⑪で述べた営利事業の実施範囲の拡大があれば、公共的な事業の必要実施範囲が狭くなってその資金需要が減り、資金不足問題が軽減される可能性はある。

⑤ ④での投資資金供給の減少により所要投資額が不足した場合、投資規模の縮小も困難であれば、現行制度では増税せざるを得ない。しかし、郵便貯金や公債による資金調達が困難であれば直ちに課税というのでは、資金提供者にとって両者の間の損益の差はあまりにも大きいと思われる。中間的な資金調達策として、無利子公債等を強制割当する制度の新設が考えられてもよいであろう。

⑥ 政府は、利払いの必要はないものの、貨幣価値低下時の減価補償分を少なくとも所得として得る必要があるが、その保証はない。このため、融資先を厳選するほか、貨幣価値低下時に減価相当分を加えて償還させる制度を設ける必要があろう。

⑦ 無利子資金の融資を受けて投資をする事業主体は、利払いの必要はないものの、元金と貨幣価値低下時の減価補償額とは償還を要し、この償還額と維持管理費を料金収入等により回収できなければ経営困難となる恐れがある。この対策として、投資に関する事前評価の精度向上と受益額還元制度の充実とが考えられよう。

(4) 郵便貯金無利子化等の代替案

上記の代替案として、現行の郵便貯金事業を民営化した上で、郵便貯金無利子化等と同等の効果を有する制度を新設することが考えられ、その制度の中に無利子公債等の発行も含まれる。

(2)の利点や(3)の問題点への対応策は、代替案の場合にも、貨幣価値低下時の保障等が無利子化等の場合と同様に行われる限り、実質的内容としてはほぼそのままのよいこととなる。ただし、民営化により、4.(3)の①で述べた郵便局の地域密着型サービスが低下する恐れはある。

5. まとめ

無利子借入金を調達するため、郵便貯金につき、貨幣価値低下時の減価補償を前提として、無利子化、超低金利化、貨幣保管料徴収等を実施することが考えられる。また、その代替案もある。

なお、無利子公債の強制割当でも、資金提供者の負担が増税よりは少なくて済む資金調達策として、検討されてよいと思われる。

6. おわりに

本稿が、財政の健全性を保ちつつ必要な社会資本の整備を図るため幾らかでも役立てば幸いである。

注

注1) 信用取引の実現と情報伝達技術の発達とがこのことを可能にしたものと思われる。

注2) 社会的に有意義である事業を促進するため、預金者が、投資するプロジェクトと預金金利(通常の預金金利以下の金利)とを自ら選択するシステムを採用している銀行として、ドイツのGLS銀行がある。ここでは預金者のほぼ3分の1が通常よりも低い金利が無利子を選んでおり、銀行経営も好調である、とされている。また、同種の銀行はスイス、フランス、オランダ等に広がって、10行を数えるに至っている。¹⁾

注3) 公正な競争の末敗れて損害を被った場合などは、被害者は納得できなくても大方は納得するものとして考えている。

注4) 社会的貢献が0である事業は、資金や資源を無駄に使うものであり、他人に直接被害を与えなくても、社会的には規制されるべきものであろう。

参考文献

- 1) 河邑厚德他：エンゲの遺言，日本放送出版協会，2000.
- 2) 金子秀明：郵貯・郵便局の未来，東洋経済新報社，1993.
- 3) 郵政省貯金局：郵便貯金'99，1999.